



華やかなる秋

黄金色に染まる田園風景は、豊穰なる感謝への宴・秋のお祭りに心が弾んでくる。四季の恵みに、豊かな日々は大変な幸せである。しかし、際限なき文明の発展は健康な地球をむしばみ、今日もまた、テレビの台風のニュースで、傷つく人達のあることを知るにつれ心が痛む。自然は私たちに、このような素晴らしい風景を贈ってくれている。感謝！感謝！（堺新金岡にて）

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 年金受給者の皆さまへ「平成29年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について
- 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください
- 平成28年10月から年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を移管・集約しました
- 協会けんぽからのお知らせ ・交通事故などの第三者行為による負傷などで健康保険証を使用する場合はお届けが必要です
・熊本地震で被災された皆さまへ・メールマガジンの配信を再開しました・守口年金事務所が移転します・保険証の回収ができずに困っています
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

年金受給者の皆さまへ

「平成29年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

日本年金機構では、毎年、所得税の課税対象となる方に、扶養親族等申告書をお送りしています。

税制改正により、平成28年度以降、源泉徴収票に扶養親族等の氏名を記載することが必要になりました。そのため、例年は10月に送付していますが、今年は8月に前倒しして順次お送りしています。

この扶養親族等申告書をもとに、日本年金機構で扶養親族等の氏名等を確認しますので、楷書体のわかりやすい文字でのご記入をお願いいたします。

(前年に申告書を提出された方で、今回の申告内容に変更がない方についても、ご提出が必要です)

課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。これらの年金は、所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。

なお、障害年金・遺族年金には課税されません。

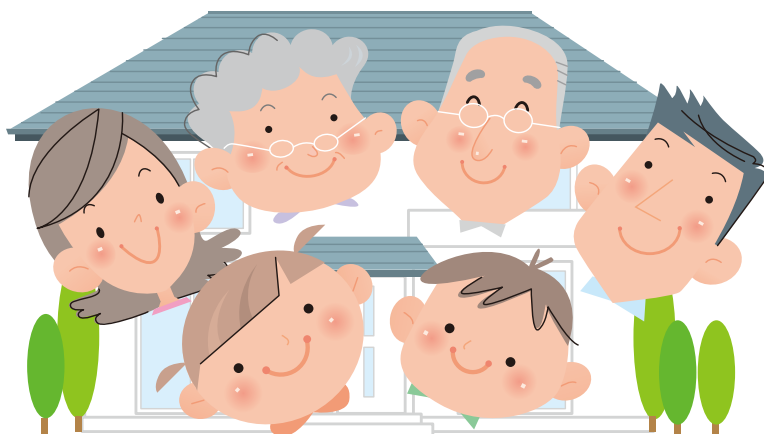
課税の対象となる方

次の金額の老齢年金を受け取られた方です。

- 1.65歳未満の方は108万円以上
- 2.65歳以上の方は158万円以上

その他

扶養親族等申告書を提出されない場合は、各種控除を受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。



ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

社会保険料の納付には 口座振替をご利用ください



毎月、金融機関等に出向く必要がないので便利です

- ・毎月のお手続きが不要で、納め忘れがありません。
- ・口座振替手数料のご負担はありません。

全国の金融機関がご利用になれます

- ・銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替できます。
- ※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専門銀行等、一部お取り扱いできない金融機関があります。

毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落とします

- ・末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落とします。

今月の振替予定金額と、前月の振替済み金額をお知らせします

- ・毎月20日頃に、当月末日に引き落とす金額および前月末日に引き落とした金額を記載したお知らせ（保険料納入告知額・領収済額通知書）を郵送します。

なお、振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

お手続きは簡単です！



口座振替を希望される場合は、年金事務所に備え付けております「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。

平成28年10月から

年金事務所の厚生年金保険・健康保険の 適用・徴収機能に移管・集約しました

※厚生年金保険・健康保険の他に、船員保険も移管・集約の対象となりました。

適用・徴収業務の強化を図るために、以下の年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を大手前年金事務所に移管・集約しました。

これに伴い、事業主の皆さまの手続きやご照会などの窓口が変更になりました。

移管・集約された部署(課)

難波年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
 - ・厚生年金徴収課
- (管轄区域) 中央区の一部(旧南区)、浪速区

今里年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
 - ・厚生年金徴収課
- (管轄区域) 東成区、生野区

城東年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
 - ・厚生年金徴収課
- (管轄区域) 都島区、旭区、城東区、鶴見区

移管・集約先

大手前年金事務所

〒541-0056
大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-30
船場ダイヤモンドビル6～8階
電話番号：06-6271-7301

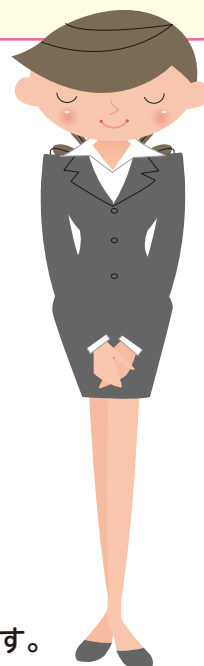
対象業務

以下の業務は、平成28年10月以降、大手前年金事務所で行っております。

- ・厚生年金保険等の届書等の受付・相談
- ・厚生年金保険等の未加入事業所に対する加入指導
- ・厚生年金保険等の適用事業所に対する調査
- ・厚生年金保険等の保険料の収納
- ・厚生年金保険等の保険料の滞納整理 等

※なお、年金相談および国民年金に関する業務は引き続き、各年金事務所で行っております。

◎事業主の皆さまには、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



協会けんぽからのお知らせ

交通事故などの第三者行為による負傷などで健康保険証を使用する場合は届けが必要です

私用中に発生した交通事故、けんか、他人のペットにかまれたなど、第三者（相手方）の行為によって負傷などしたときに、健康保険証を使用して治療を受ける場合は必ず「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です。第三者の行為で負傷された場合は、本来相手方が治療費を負担するのが原則です。健康保険を使用された場合は、保険給付に要した費用を協会けんぽから相手方に請求することになります。（損害賠償請求権の代位取得）



届出用紙の入手方法

ホームページよりダウンロードしていただくか、お電話いただければ届出書を郵送させていただきます。

※手続きにあたってご自身または相手方が加入している損害保険会社の担当者に作成補助していただける場合もございますのでご確認ください。



仕事中・通勤途中での負傷の場合

仕事中や通勤途中・退勤途中の負傷は、パート・アルバイト等の雇用形態に関係なく、労災保険の給付対象となるため、原則健康保険を使用することができません。お怪我された場合は勤務先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。



熊本地震で被災された皆さまへ

平成28年熊本地震にかかる災害救助法の適用市町村（現在のところ熊本県内の全市町村が適用）に住所を有する方で、熊本地震による被害を受けたことにより、下記の要件に該当する方は一部負担金（3割負担分など）が免除されます。

免除対象者

- (1)住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- (2)主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った方
- (3)主たる生計維持者の行方が不明である方



なお、免除期間および対象は平成28年4月14日から平成29年2月28日までの診療、調剤および訪問看護が対象となります（入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージやはり灸などはお支払いいただく必要がございます）。

平成28年10月以降、免除を受けるためには、保険証と協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要があります。

また、免除の対象となる方が病院や薬局の窓口で一部負担金のお支払いをすでにされている場合は一部負担金の還付を受けられます。

※免除証明書の発行、一部負担金の還付のお手続き方法、および申請書の入手につきましては、協会ホームページをご確認いただくか、お電話にてお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

メールマガジンの配信を再開しました

平成27年6月9日配信（第138号）以降、メールマガジンの定例配信を停止しておりましたが、この度**平成28年8月23日配信（第139号）をもって定例配信を再開**させていただくこととなりました。

読者の皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、毎月2回の定期配信をさせていただき、協会けんぽの事業内容の紹介だけでなく、**保健師・管理栄養士による禁煙コラム・専門医による予防歯科コラム・専門家による健康経営コラム**等、読者の皆さまの健康サポートに関する内容も充実させてまいります。

また、まだ登録がお済みでない加入者さまにおかれましても、これを機にご登録いただきますようお願い申し上げます。

※登録方法については、大阪支部のホームページをご覧ください。



守口年金事務所が移転します

移 転 日 平成28年11月21日(月)

移転先住所 〒570-0083
守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内 7階

(守口年金事務所の移転に伴い、守口年金事務所内協会けんぽ出張窓口も移転いたします。移転後も協会けんぽ出張窓口は守口年金事務所内に設置いたします)



保険証の回収ができずに困っています

資格喪失後に保険証を使用して医療機関等で受診された場合、ご本人さまには協会けんぽで負担した医療費を返還していただくことになります。健康保険の資格を喪失したときは、健康保険証等をすみやかに回収し、「**資格喪失届**」や「**被扶養者異動届**」とあわせて**日本年金機構へご返却**ください。



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索

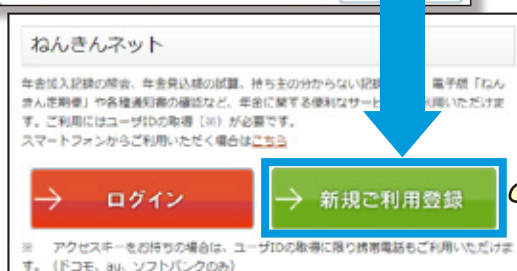
「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144